

研究資金等の取り扱いに  
関する規程

# 研究資金等の取り扱いに関する規程

(H21.10.1 制定)  
(H27. 4. 1 改定)  
(2023R5. 11. 1 改定)  
(2026R8. 5. 21 改定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社国際電気通信基礎技術研究所（以下「会社」という）における研究資金等の取り扱いに関し、必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「研究資金等」とは、会社以外の団体から受ける資金をいう。

2 「研究代表者等」とは研究資金等を受けた研究課題等の研究代表者及び分担金の配分を受けた分担者をいう。

3 「部局」とは組織規程に定める総合研究所及び総合研究所に属さない研究所・特別研究所並びに経営企画・イノベーション協創部及び総務部、財務部をいう。

## 第2章 研究資金等の運営・管理体制

(最高管理責任者)

第3条 会社は、研究資金等の運営・管理について最高管理責任者を置き、代表取締役社長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究資金等の運営・管理が行えるよう、必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 会社は、最高管理責任者を補佐し、研究資金等の運営・管理について統括するものとして統括管理責任者をおき、経営企画・イノベーション協創部長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 会社は、研究資金等を取り扱う各部局に、その資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者の下、執行するものとしてコンプライアンス推進責任者をおき、当該部局の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、その状況を統括管理責任者に報告しなければならない。また、自己の管理監督又は指導する部局等において、全ての構成員に対しコンプライアンス教育を毎年度1回受講させるとともに、構成員が適切に研究資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(職名の公開)

第6条 前三条の規程に基づき各責任者を置いたとき、又はこれを変更したときはその職名を公開するものとする。

(間接経費または一般管理費)

第7条 研究資金等に係る間接経費又は一般管理費は、原則、直接経費の30%とする。30%未満となる場合、部局責任者は、統括管理責任者に説明のうえ、許可をとるものとする。

- 2 前項にかかわらず、国又は公的機関からの研究資金等であって、予め直接経費と間接経費又は一般管理費が区分されている場合は、これに従うこととする。

### 第3章 適正な運営・管理のための環境整備

(研究資金等の申請・受託要件)

第8条 部局は、研究資金等の応募、委託研究契約の締結、交付申請、及び支払請求等を行うに際して、研究代表者等が当該資金の応募資格や研究活動を遂行するために必要な要件を満たしていることを確認するものとする。

(経理事務の準拠)

第9条 研究資金等に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取り扱いは、委託元機関による定めに従うほか、会社が定める各種規程および研究資金等経費算定細則に従う。

(相談窓口)

第10条 会社は、研究資金等に係る事務処理手続きおよび使用ルール等に関する会社内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置するもの

とする。

- 2 前項の相談窓口は、各部局から集めた人材によるワーキンググループにより構成し、その連絡先を公開するものとする。

#### 第4章 不正使用に係る調査及び処分等

(不正使用に係る調査及び処分等)

第11条 会社は、研究資金等の不正な使用（以下「不正使用」という）があった場合、又は不正使用が懸念される事案が生じた場合には、別に定める公的研究費不正使用の調査等に関する規則により取り扱うこととする。

- 2 前項による調査の結果、不正使用が認められた者については、会社の懲戒規程並びに内規等に則り懲戒処分等を行うものとする。
- 3 前項による調査の結果、不正行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟等法的措置を講じるものとする。

#### 第5章 不正使用の防止

(研究費不正・研究不正防止委員会)

第12条 研究資金の不正使用防止を推進するため、会社は、研究費不正・研究不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という）を設置し、委員長には統括管理責任者を充てる。

(防止計画の策定等)

第13条 不正防止委員会は、不正使用の防止計画を策定して推進すると共に、会社の内部監査実施要領に基づく内部監査と連携して不正防止の体制の検証を行うものとする。

#### 第6章 研究者等の意識向上

(行動規範等)

第14条 不正使用を防止するため、研究者等は、別に定める会社の行動規範（「コンプライアンス行動指針」）を遵守しなければならない。

(誓約書)

第15条 コンプライアンス意識の浸透を図るために、研究資金等にかかわるすべての構成員に誓約書の提出を求めるものとする。

- 2 誓約書には以下の事項を含むこととする。
  - 1) 会社の規則等を遵守すること

- 2) 不正を行わないこと
  - 3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、会社による処分及び法的責任を負担すること
- 3 誓約書は本人の自署によるものとし、誓約書の提出がない場合は、研究資金等の申請・運営・管理に関わるができないこととする。

## 第7章 研究資金等の適正な運営・管理

(執行状況の確認等)

- 第16条 コンプライアンス推進責任者は、会社の経理システム等により随時研究資金等の執行状況を確認し、適切ではないと認める場合は、研究代表者等に対し、当該理由を確認の上、必要な改善措置を講じるものとする。
- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者は、繰越制度の活用等も含めた改善策を研究代表者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

- 第17条 研究代表者等は、研究資金等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。
- 2 科学研究費助成事業等、直接経費により購入した設備等を会社に寄付することを定めている研究資金等により購入した設備等について、当該研究代表者等が退職に際して返還を希望する場合、会社はこれを返還するものとする。ただし、複数の研究資金等を合算して購入した共用設備の返還にあたっては、購入経費を負担した全ての研究資金等における研究代表者等の同意を得ることを要するものとする。

(取引業者との癒着防止)

- 第18条 発注・契約・検収業務は、原則として事務部門が実施することとし、それ以外の場合も、取引業者との癒着を防止するため、当事者以外が検収を行うなど取引状況の確認を行い、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。
- 2 謝金の支払等、通常の出発・契約手続きを伴わない支出についても、原則として事務部門が会議等の開催や業務の実施状況を確認することにより、検収を行うものとする。
  - 3 取引業者へは、不正対策に関する方針及びルール等を周知するとともに、誓約書の提出を求めるものとする。
  - 4 誓約書には以下の事項を含むこととする。

- 1) 会社の規則を遵守し、不正に関与しないこと
- 2) 内部監査、その他の調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- 3) 不正が認定された場合は、取引停止を含むいかなる処分を受けても異議がないこと
- 4) 構成員から不正な取引依頼があった場合には会社に通報すること
- 5) 統括管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を講じるものとする。ただし、自ら不正を申告した場合には、情状を考慮し取引停止期間の短縮等を行うことがある。

(その他)

- 第 19 条 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者および事務部門が事前に勤務条件等について十分な説明を行った上で雇用契約を締結し、勤務状況等を確認し、研究資金等を適正に管理するものとする。
- 2 研究遂行上必要となる出張については、別に定める旅費規程および外国出張旅費規程に準じ、上長が事前に出張の必要性を確認したうえで命令するものとし、旅行後は出張報告書および旅行の事実を証明する資料をもって確認できるものとする。
  - 3 換金性が高い物品については、物品の所在等適切に管理する。

## 第 8 章 情報伝達等

(通報等の取り扱い)

- 第 20 条 不正使用等の通報に係る情報伝達については、公的研究費不正使用の調査等に関する規則により取り扱うこととする。

(不正使用防止に向けた措置)

- 第 21 条 不正防止委員会は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を会社内外に公表できるものとする。

## 第 9 章 モニタリング等

(監査制度)

- 第 22 条 会社は、研究資金等の適正な管理のため、別に定める内部監査実施要領に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(内部監査と不正防止委員会)

第 23 条 内部監査の担当者は、内部監査実施要領に基づいた監査を実施するほか、不正防止委員会と連携して、不正使用の防止を推進するための体制について検証するものとする。また、研究資金等不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するとともに、研究資金の委託元や補助機関等の定めに則った監査を実施するものとする。

#### 附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、2023（令和 5）年 11 月 1 日より適用する。

この規程は、2026（令和 8）年 5 月 21 日より適用する。